

令和5年（行ウ）第126号不当労働行為救済命令取消請求事件

原告 全国一般東京ゼネラルユニオン 外1名

被告 東京都

第3準備書面

2024年4月25日

東京地方裁判所民事第19部B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	指	宿	昭	一	
弁護士	加	藤	桂	子	
弁護士	谷	村	明	子	
弁護士	宮	城	知	佳	
弁護士	山	田	省	三	
弁護士	山	本	志	都	

標記訴訟原告らは、訴状、第1準備書面及び第2準備書面での主張を前提として、以下の事項について、総務省の見解を示していただきたいと考えています。

1 第2準備書面への補足

原告らは、①組合員らが東京都教育委員会に、2020年4月1日以

降、会計年度任用職員として任用されたこと、②会計年度任用職員とされた組合員らに労組法が適用されたことの２点について、違憲性・違法性があると主張し、②については、労組法が全面適用されていた特別職非常勤職員を労組法の適用除外となる会計年度任用職員に移行し、奪われた労働基本権に対して何らの代償措置をとらなかった立法段階での不作為及び移行時に何らかの代償措置（緩和措置を含む）をとらなかった運用段階での不作為を問題にしている。

２ 照会事項

- （１）２０１６年地方自治法及び地方公務員法改正（以下「本件改正」という。）前の特別職非常勤公務員には労働基本権が認められていたが、同改正を行い、会計年度任用職員制度を制定する目的には、特別職非常勤公務員から労働基本権を剥奪することも含まれていたか。

また、総務省は、特別職非常勤公務員の労働基本権が剥奪されるということを認識していたか。認識していたとしたら、これに対してどのような対応を検討したのか。

- （２）本件改正前に労働組合結成・加入が権利として認められていた地方公務員の人数の合計及び本件改正後に労働組合結成・加入が認められなくなった地方公務員の人数の合計いかん（調査による確定値がない場合には総務省としての推定値）。
- （３）本件改正では、会計年度任用職員を一般職公務員として労働組合結成・加入が認められなくなったことに対して、代償措置が設けられなかったのはなぜか。
- （４）総務省は、本件改正以後も、各地方自治体の教育委員会がＡＬＴを特別職非常勤公務員として任用することが可能であるとの見解か。

(5) 総務省は、各地方自治体の教育委員会がALTを現業一般職公務員として任用することが可能であるとの見解か。

(6) 2020年度以降も各地方自治体が特別職非常勤職員として任用している者の業務内容及び人数について、総務省は把握しているか。把握しているとすれば、その業務及び人数について明らかにされたい。把握していないとすれば、その理由について説明されたい。

以上